令和８・９年度水道工事入札参加資格における格付基準（水道事業）

ランク別業者名（管工事・水道施設）

摘要　令和８年４月１日～令和１０年３月３１日

	業者名	電話番号
A １３者	(株)市山組	35-9321
	(株)岩野建設	23-3302
	(株)後迫組	25-3111
	(有)上林山組	25-5515
	(株)藏薗組	35-2231
	(株)常盤建設	35-0872
	永吉建設(株)	32-3181
	(株)西園組	25-2517
	(株)東水道工業	35-2447
	(株)福尚	22-4529
	(株)丸新建設	32-2227
	(株)丸善産業	25-5200
	(有)和田水道	22-4522
B ６者	(有)指宿工業所	22-3530
	(有)建龍	32-2228
	(株)出口組	26-2105
	西設備	34-1176
	(有)丸栄設備	23-2694
	(有)丸山水道工務店	23-3131

指宿市水道事業の発注する水道工事の指名資格を得ようとする業者は，次の各号に掲げる全ての要件に適合しなければならない。

（１）指宿市の建設工事に係る競争入札参加資格者として，名簿に登録されていること。

（２）建設業法に規定する管工事または水道施設工事の許可を受けていること。

（３）指宿市内の業者であること。

（４）指宿市水道事業の修理当番店制度に１年以上加入していること。